

平成31年4月定例会

春日部市教育委員会会議録

平成31年4月19日

春日部市教育委員会

I	期 日	平成31年4月19日	金曜日
II	場 所	春日部市教育センター	2階 会議室
III	開 会	13時30分	
IV	閉 会	13時40分	

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
教育委員	水沼 章文
教育委員	川端 知里
教育委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	谷本 慎太郎

VIII 署名委員の指名
金森委員

IX 会議に附した議案

議案第25号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について

報告第16号 春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について

報告第17号 春日部市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

報告第18号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会専門部会要綱の廃止について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第25号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第25号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱につきまして、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。

内容でございますが、学区審議会委員のうち、第2号委員、小学校、中学校及び義務教育学校の校長の代表者の退職により、欠員が生じたため、新たに委員2名を委嘱したく提案するものでございます。

議案書2ページに委員の候補者名簿を記載しておりますのでご覧ください。なお、委員の任期につきましては、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第4条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和2年6月30日までとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第25号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第16号 春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第16号、春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について、報告申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

制定理由でございますが、要綱第2条において引用している春日部市長の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱が、平成31年3月27日付けで改正されたことに伴い、第2条を改正するため、従前の要綱を廃止し、本要綱を制定したものでございます。

主な改正内容につきましては、様式の追加と、加点評価の資格を9項目追加したものでございます。

なお、この要綱の施行期日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告させていただきます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第17号 春日部市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

報告第17号、春日部市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正につきまして、報告いたします。

議案書5ページをご覧ください。

義務教育学校の設置に伴いまして、本規則の一部を改正するものでございます。

議案書6ページをご覧ください。

改正箇所につきましては、第20条、審査会の組織でございます。義務教育学校の設置に伴い、市内の中学校長代表を市立中学校及び義務教育学校の校長の代表者に改めるものでございます。

報告第17号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第18号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会専門部会要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

報告第18号、春日部市小学校・中学校給食運営委員会専門部会要綱の廃止につきまして、報告いたします。

議案書7ページをご覧ください。

春日部市小学校・中学校給食運営委員会は、自校式給食の効率的な運営を図るために設置しているものでございます。また、この運営委員会には、物資選定部会、献立審議部会等の専門部会を設置することとしております。

このたび、事務の見直しに伴い、春日部市小学校・中学校給食運営委員会専門部会に関する必要な事項について、要領として定めることにしたため、平成31年3月31日を以って本要綱を廃止するものでございます。

なお、平成31年4月1日からは新たに制定しました春日部市小学校・中学校給食運営委員会専門部会要領に基づき、引き続き、細やかに柔軟な学校給食の運営を図ってまいります。

報告第18号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

5月定例会につきましては、5月23日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、4月定例教育委員会を閉会いたします。